

未支給（高年齢）支給申請の手続きについて

被保険者が死亡した場合、被保険者資格喪失日の属する月の前月分まで、生計を同じくしていた遺族（請求者）が支給申請をすることができます。

支給申請をすることができるのは、下記①・②の条件を満たす方です。

①配偶者（事実婚含む）・子（養子を含む）・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

②死亡時生計を同じくしていた方

※請求者の順位は①の順です。

※遺産相続人でも別生計の場合は対象外です。

申請期間

死亡日の翌日から6カ月以内

提出書類

①未支給失業等給付請求書

②死亡の事実、死亡年月日の確認できるもの

死亡診断書、住民票、戸籍謄（抄）本等

③死亡者と請求者の続柄を確認できるもの

住民票、戸籍謄（抄）本等

④生計を同じくしていたことが確認できるもの

同居の場合…住民票（死亡当時の本人と請求者両者の確認が必要）

別居の場合…送金を受けていたことを証明する通帳や現金書留の封書等

⑤高年齢雇用継続給付支給申請書

申請者欄は亡くなった被保険者本人の氏名を記入。

⑥賃金台帳、出勤簿

⑦払渡希望金融機関指定届（請求者名義）

※要添付→通帳（口座名義人・金融機関名・支店名・口座番号が確認できるページ）

⑧委任状

事業主を通じて申請する際は委任状が必要です。任意様式可。

※確認書類につきましては、写し可能です。

①⑦はハローワークインターネットサービスより印刷できます。

ハローワーク横浜
雇用継続給付係

委 任 状

年 月 日

〒
住所

請求者

私は、以下の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

住所

事業所名

事業主

電話

記

1. 高年齢雇用継続給付の未支給支給申請に関すること。
死亡した者：
2. 上記に関連する一切の事項。